平成２３年（フ）第５６３号
埼玉県越谷市新川町２丁目44番地６
債務者　布施　弘道
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣部　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第６４号
北海道北見市公園町105番地
債務者　横田クニ子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根前野128番地２
債務者　諏訪部令子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第２５１号
茨城県つくば市高野台２丁目９番地５　サザンクロス202号
債務者　佐野　和俊
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第５３４号
埼玉県草加市西町518番地
債務者　荒木　慎一
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５３５号
埼玉県草加市西町518番地
債務者　荒木　　彩
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５５３号
埼玉県越谷市千間台西１丁目69番地６　ＦＩＳ越谷寮
債務者　渡部　　勇
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３７９号
相模原市中央区由野台１丁目３番１号　ハーモニーホーム301
債務者　杉山　桂一
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３８０号
神奈川県座間市相武台１丁目50番地の２　相武台寮202号
債務者　川中　義雄
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４０１号
相模原市中央区矢部３丁目25番13号　陽光荘203号
債務者　鵜坂　家継
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４３９号
神奈川県座間市相武台２丁目176番地の１　ウシオハウス201号
債務者　宮澤　富男
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４４０号
神奈川県座間市相武台２丁目176番地の１　ウシオハウス201号
債務者　宮澤　敏江
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４４２号
相模原市緑区橋本４丁目９番23号
債務者　田中　康之
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４５０号
相模原市中央区千代田５丁目５番22号
債務者　北川　美恵
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４６２号
相模原市南区相武台２丁目５番26号　相武台アパートメント102号
債務者　猪又ユリカ
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１７９７号
堺市堺区大浜南町３丁１番63―103号
債務者　片山　伸介
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８４１号
大阪府富田林市青葉丘19番10号
債務者　置田二三代
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係